

令和7年度 秋田県環境審議会自然環境部会議事録

日時：令和8年3月18日（水）

午後1時～

会場：秋田県庁舎 7階 73会議室

●出席委員

青木部会長、梅津委員、加藤委員、門脇委員、佐々木委員、佐藤委員、清水委員、露崎委員、名取委員（以上9名 五十音順）

<議長>

諮問事項5号「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更について」を事務局から説明願います。質疑は事務局からの説明後に行います。事務局よろしく願います。

<事務局>

※資料により説明

<議長>

それでは、諮問第5号に関しての質問を受けたいと思います。

<委員>

ただいま説明していただいた参考資料2に関して、4点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず、第1点のゴイサギにつきまして、近年の減少傾向から市町村村長の権限では外す方向については、非常によかったと喜んでおります。是非その方向で進めていきたいと思いません。

2点目ですが、ニューナイスズメについて卵の採取ができることとされていますが、ニューナイスズメは人家に巣をつくるような鳥ではなく、ブナ林が主な繁殖地となっています。秋田県で繁殖が確認されているのはわずかで、上小阿仁村や東成瀬村などです。そうした鳥に対して卵の採取を許可しても無意味なものになりますし、主に被害がでるのは秋のわたりの時期に大群でやってくるので、確かに被害はでると思いますが、このアンダーラインは無意味なのではないかと思いません。

3点目です。知事の許可権限としてダイサギ、チュウサギ、コサギと指定していたものを、サギ類としてまとめて、アオサギを追加して4種であると説明がありました。

この中で、チュウサギとコサギについては環境省の2026年3月に改正されたレッドリストでチュウサギは準絶滅危惧種、コサギは絶滅危惧II類に指定されています。秋田県内に

おいても観察している限りで減少傾向があります。コロニーで混ざってしまうので、難しいところではありますが、有害鳥獣として捕獲してしまっているのかと少々疑問があります。

最後、4点目です。その下のケリですが、空港でのバードストライク対策との説明で理解はしましたが、ケリ自体も全国的には分布が非常に局地的となっています。秋田県では幸いにしてあちこちで繁殖していますが、やはり局地的という印象は否めないため、全国的にみれば非常に珍しいと考えている人も多くいます。環境省のレッドリストでも情報不足種となっています。空港以外でも、水田とかに巣を作るわけですが、農家の方とかは巣を避けて草刈りをしている方もいるとは思いますが、安易にこの表にのっているからどんどん駆除していいというものにならないようお願いしたいと思います。

<事務局>

2点目のニュウナイスズメについては、御指摘のとおりだと思いますが、権限移譲条例の中でニュウナイスズメの卵も含めて採取できるという形で移譲している状況です。

実際は、スズメも含めて卵の採取の許可というものはほとんどない状況ではありますが今後の課題として是正していきたいと思えます。

3点目のチュウサギ、コサギについても、実情としては許可申請があるのはアオサギとダイサギという状況です。チュウサギ、コサギもまれに混じるという状況もありますが、水稲被害がでる状況ですと、希少種だからそれをそのままにはできないということもあります。いずれ空砲での追い払いをする場合も捕獲許可申請が必要になりますので、その辺については実施方法を含めて指導していくという形を取らせていただきたいと思います。

最後のケリについても、捕獲許可申請は空港のみとなっています。農作物被害で捕獲許可申請がでるということはまずない状況です。空港における捕獲も、ほぼ空砲による追い払いが主だとは思いますが、全国的に局所的な分布の種であることを含めた形で状況をみながら対応していきたいと思えます。

いずれ御指摘を踏まえて、検討が必要なところは今後直して行きたいと思えます。

<委員>

はい、是非その方向で色々検討していただければと思えます。

<議長>

ニュウナイスズメの卵については理屈的にはそうでしょうから、今回は変更で、来年度の次期計画でその辺を再検討することとしてみてもはどうでしょうか。全国的な取扱いとの整合性の問題もあるので、調整は必要だろうと思えます。

<委員>

文章の書き方になりますが、他に定める要領とはこの示していただいている要領のことでしょうか。他にも要領がありますか。

<事務局>

お示ししている要領になります。

<委員>

であれば、この要領の名称を書いておいた方がいいのではないのでしょうか。

<事務局>

13次事業計画の見直し作業を始めた時点では、要領の名称もどうなるか定まっておらず、別途定める要領としていたものとなります。

他に定める要領はありませんので、この要領を指すという認識でいましたが、この場で名称を記載すべきという御意見がありましたらそのようにしたいと思います。

<議長>

実体的に変わらないのであれば、最終的に決まった時点で明確にしておけばいいのではないのでしょうか。この場ではまだ正式名称ではないかもしれませんが、最終的にはそれを含んだ形で入れるということで審議会として合意しておけばいいのではないのでしょうか。

<委員>

要領がひとつしかなければいいかもしれませんが、ひとつしかないということが分かっているのいいのですが、これを読んだ時にひとつしかないというのが分からないです。

<事務局>

補足させていただきますが、資料を送らせていただいた際は別途定める要領が定まっていなかったのですが、今回、お示しした方がいいということで配布させていただいております。要領名称についても入れ込むということで整理させていただきたいと思います。

<委員>

もう1回確認したいのですが、ツキノワグマの護衛と春季管理捕獲について、護衛というのは何か教えていただけますか。

<事務局>

元々クマの生息域に入っていくインフラ整備、送電線や水路、最近ですと風力発電の環境調査などがありますが、そうした山に入る際に事業者の方が個別に狩猟者と契約をした上

で着いてもらって入るというものになります。

<委員>

あと、春季管理捕獲は春季と限定されていますが、春季しか考えられないということでしょうか。

<事務局>

春季は残雪期に銃猟として捕獲を行うのが主となり、その部分については県知事許可とすることで考えています。春季以降も管理強化ゾーンでの捕獲は行いますが、そちらは箱わなを用いて行う捕獲が主となるため、市町村の有害鳥獣捕獲の中で対応していくものと考えています。取組が若干違うことから、そのように整理したいと考えています。

<委員>

この赤字にかわる部分が知事の許可の方には入っているわけですが、市町村のツキノワグマのところには入っていないですね。

<事務局>

護衛と春季の管理捕獲は知事の権限として記載しているところです。

<委員>

市町村の捕獲許可権限として、人への被害を合する目的に限るということですが、備考欄に管理許可ゾーンなどはいっており県知事許可と整合性がとれないように思われますが、備考欄に記述している理由を教えてくださいませんか。

<事務局>

うまく説明できないかもしれませんが、これまでは農作物被害であれば県知事許可、それ以外の市街地出没などで緊急的に捕獲許可が必要な場合は市町村長の許可として区分して、それぞれが許可を出してきています。

今後、ゾーニング管理を進めていくにあたり、防除・排除地域は人の生活圏とその周辺になり、管理強化ゾーンはそれに隣接した山野になるところが大半です。

春季管理捕獲は県知事許可ですが、春季以外については管理強化ゾーンを含めた市町村長が人への被害防止目的で許可できることになるので、市町村の備考欄にも記載しているところです。

<議長>

ちょっとわかりづらいですが、護衛と春季の管理捕獲を県知事の権限として明確化したということですね。その他、防除排除地域等においては捕獲許可期間が異なるし、捕獲上限も実態に応じて別途定めていくということにしたという理解でいいですか。

<事務局>

そうした趣旨です。若干補足しますが、管理強化ゾーンについては、人の生活圏に限りなく近いところで、そうしたところからクマが人の生活圏に出てきてしまうということがあります。昨年は2,800頭ほど捕獲していますが、ほとんどが人の生活圏に近いところに出てきてしまったため捕獲しています。推定生息数も4,000頭近くいますので、まだ目標頭数が決まっていますが、2000頭でも多いかもしれません。人の生活圏に来る前に捕獲しようというのが管理許可ゾーンの目的ですが、現行の6頭が上限だと何回も捕獲許可手続きが必要になるため、適正な管理にもっていかうという趣旨になり、そうした表現としていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど来年度事業についても若干お話ししましたが、出沒抑制対策として、クマが出沒したら自動でAIを活用して追ひ払うようなシステムですとか、関係者に通知するような仕組みなどの対策を進めていきたいと考えています。

<委員>

そうすると提案なのですが、ツキノワグマについては、農作物被害、人身被害防止、その他護衛と春季の管理捕獲の3つに区分してそれぞれ記載したほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

<事務局>

区分については備考欄ではなく、備考欄では1頭あたりの上限をこのようにしたいということで記載しているもので、捕獲区分とは少々違うものとなります。

<委員>

護衛については、人への被害を防止する目的に入っていたものなのではないのでしょうか。それとも、新しいものになりますか。

<事務局>

これまで一部許可したものはありますが、これからのものも含めて改めて知事権限とすることで整理するものとなります。

<委員>

人への被害防止がどこまで含まれるのかが分かりづらいですね。

<事務局>

確かに分かりづらいですが、権限移譲条例の記載となっているもので、どこまでという部分については明確ではないというところがあります。ただし、人への被害防止に限る、と記載しており、ある程度限定的に運用するものと考えております。今回、護衛や春季の管理捕獲については、広く人への被害防止という目的もありますが、主としては護衛であれば公益的な目的になりますし、春季の管理捕獲は个体群の調整という観点になるため、知事権限として整理しています。

<議長>

そう読めるかどうかですが、全国的にこうした表現をしているものになるのでしょうか。

<事務局>

今他県の状況までは把握していませんが、秋田県の権限移譲条例でこの記載となっているところで、ここで修正するということはできないものとなるため、運用の中で対応していくということになります。

<議長>

護衛は明示的に表現したということでしょうが、人への被害を防止するという目的は明示できないので幅広い表現としたということでもいいですかね。件数はどのぐらいあるものですか。

<事務局>

数件程度になっています。

<議長>

人の被害防止には護衛は含まれないということになっちゃうでしょうからね。

<事務局>

公益目的として整理しているところです。

<議長>

クマがいるところに入っていきることになり、自ら被害を受ける可能性があるところに行くので、命を守る必要がある場合は、護衛で許可を取っておいてもらうことで、法的には後に問題にならないということですね。

<事務局>

昨年、この護衛に対してですが、クマがいるところにわざわざ行って作業をしなければならぬ、そうした方々がクマスプレーだけだと心元ないので護衛の許可をしてもらえないかという事がありました。そうした場合には県で判断する形とさせていただいていました。

<委員>

クマの林業被害、秋田ではあまりでていないですが、山形とかでは皮剥ぎの被害があって、その対策としてはテープ巻きとして捕獲ではない対策をやっているのですが、そうした被害防止をするための目的の場合は、人への被害防止になるのか、今の護衛の方になるか、どちらでしょうか。

<事務局>

林業被害防止については農作物と同様、人への被害を防止する目的以外の許可になります。

<議長>

この点結論でないですが、最初の質問者の方はよいでしょうか。

<委員>

誰がみてもはっきり分かるように整理されていただければよいかと思います。護衛と春季以外で農業被害防止もあり、人への被害防止もあるのでどう整理されていますか。

<事務局>

現在も市町村と振興局でそれぞれ許可事務を行っていて、農業被害防止であれば県知事許可として振興局で、それ以外の人身被害、例えば、市街地に出没しているクマを捕獲する場合は市町村長許可という形で今も整理してやっています。そこに新たな概念の護衛と春季管理捕獲を足したというものです。

<議長>

例えば、人への被害を防止する以外の目的として括弧書きで、護衛、春季管理捕獲を含む、という表現でもよいかもしれませんね。

<事務局>

表現については、条例との関係もありますので、事務取扱要領の備考欄等で整理させていただきたいと思います。

<議長>

ただいまの説明でよろしいでしょうか。この辺、微調整はあると言う前提で、あとは表現の問題で中身についてはかなり明確にしたと思います。

それでは他に質問がなければ、諮問第5号については質疑を終了し、お諮りしたいと思います。表現の微修正はあるものの、基本的にこの原案について異議ないものとして取り扱ってよいでしょうか。

(異議なし)

<議長>

異議なしとの声がありましたので、そのようにさせていただきます。

続きまして、諮問第6号、鳥海国定公園に係る公園事業の変更に移ります。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

※資料により説明

<議長>

ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見を受けたいと思います。

<委員>

8 ページになりますが、今回は環境への影響は小さいとしていますが、今回手をいれるところの面的なところでの影響は小さいと考えられるということだと思いますが、来訪者が増えると社会的な面での周りへの影響は想定されていますでしょうか。

<事務局>

今回の整備が完成した際は、来訪者が増えることを期待しています。自然公園については、保護だけではなく利用者のための施設整備もあり、今回利用者の方に自然に親しんでもあるための施設と考えています。影響が小さいと考えているのは、整備するのが人為的に整備されたところであり、今後、由利本荘市が事業執行する際には、環境への影響、植生への影響なども考えながら対策を講じていきたいと考えています。

<委員>

利用者が多くなれば、必ず発生する問題です。入っていけないところに入ってしまうとい

うこともあるので、その辺の注意喚起もしっかりやっていただければと思います。

<委員>

今、話も出ましたけれども、キャンプ上で一番問題になっているのが、後始末ともうひとつはやっぱりゴミです。ここはご存知のようにツキノワグマの生息域です。ゴミの放置や、仮にゴミ箱を設置しても、簡単に開くようではいけないと思います。結果的に人身事故発生とか、クマがでたからなんとかしてくれという問題になる可能性が大きいと思います。

市が実際に運営するのか、どこかにお願いするのかは分かりませんが、ゴミの処理をどのように行うのか、きちんと計画の中に入れるような指導をしていただきたいです。

あと1頁の事業決定の範囲に玉田溪谷歩道を含むと説明があったが、別紙の計画図面には歩道がないが、歩道については手をかけないということでしょうか。

<事務局>

これまで区域が明確化されておらず、個別の施設のみ事業決定されていたところを園地として明確化するもので、最大の面積と歩道を含めています。今回具体的な再整備の計画があるのは下流側のみで、事業決定は園地の大枠を決めるものとなります。

<委員>

歩道を作る予定はないということでしょうか

<事務局>

7頁にもありますが、歩道として2kmほど事業執行しています。これを維持していくこととなりますが、具体的な施設整備について現時点では未定です。

<議長>

歩道は延長×幅員で面積に入っています。

<事務局>

今回の事業決定は3つの施設毎に事業決定されていたものを、今後は一体的に整備していくことになり、そうした際に個々の事業決定では不都合があるため、まとめて事業決定して執行していくものであり、その中には歩道も含まれるものとなります。

<委員>

今回は歩道の現状変更はしないということですね。

<議長>

あそこの歩道は崩れる場所で、平坦なところは森林軌道の跡ですが、崩壊する都度直して

きているところです。事業決定とは関係なく管理していかないといけないところではあります。昔は高体連が山岳競技で法体の滝から歩いたりしていましたが、今は使われていません。利用者が増えれば、歩道をつかった体験活動などが理想ではありますが、崩れやすい場所であることも確かです。

<委員>

野営場の最大収人数が 160 人/日となっていますが、トイレは対応できるのでしょうか。

<事務局>

現行の計画ではそこまで詳細なところは入っていません。現状あるトイレは車が行けるところなのでくみ取り式になっています。160 人/日も、計画に示したサイト数に一定人数をかけて最大で見積もっているものとなります。

<委員>

160 人であってもこのトイレは3つで大丈夫という、しっかりした算出であればいいだろうなと思って聞かせていただきました。

<議長>

それでは他にご意見、ご質問ないようですので 諮問第 6 号に関する質疑を終了したいと思います。それでは諮問第 6 号についてお諮りしたいと思います。原案についてご意ありませんか。

(なし)

<議長>

「なし」とのことでしたので、諮問第 6 号は異議がないものと認め、適当であると認めたいと思います。本日の 2 件の諮問事項につきましては秋田県環境審議会運営規定 5 条第 2 項の規定により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができますので、その旨を会長に書面で報告したいと思います。

続きまして、事務局から報告事項がありますので、説明をお願いします。

<事務局>

※資料により説明

<議長>

ただいまの説明について質問、御意見ございましたらお願いします。

<委員>

カラスザンショウの大学連携調査について説明していただけますか。

<事務局>

県内に自然環境保全地域というものがありまして、国定公園のような広い面積を指定するものではなく、希少な動植物や生態系をある程度ピンポイントで指定するものとなります。

このうち、カラスザンショウが限定的に見られるところがあり、そこを指定したのが羽黒山自然環境保全地域になります。神社の参道沿いなどに生育していますが、定期的に巡視もしてもらっていますが、現在の生育状況としては神社の参道でもあることから、定期的な手入れで刈られているようですが、まだ存在している状態です。

<委員>

植物だけの調査ですか。カラスザンショウだけで昆虫などの調査はしていないですか。

<事務局>

やっていません。自然環境保全地域は特定のなにかが生育等しているところを指定しているので、複数の種で指定しているところはないです。

<議長>

パイオニア植物なので、非常に危機的な状況です。あの場所を指定したのが本当によかったのか未だに疑問ですが、カラスザンショウは2箇所にあります。山頂部に大きいのがあり、参道の入口にはまだ10本前後あるとは思いますが、この辺の潜在植生であるエゾイタヤ-シナノキ群落への遷移が進んでいます。これは私がきた平成3年行以降あまり変わっていないです。いっそのことバッサリ伐ったほうがカラスザンショウのためにはいいのですが、神社有地なので神聖を保つためには木は伐れないので難しいところです。あそこの山で残ってくれるのがいいですが、カラスザンショウはとなりの旧岩崎村にはここより大きな群落が神社有地に2箇所あります。そちらは林床も刈り払っていて、多分、福寿草を見せるためだと思いますが、逆に保護地域にしないほうがカラスザンショウのためにはよかったのかもしれません。

ここ10年ぐらい見てないですが、枯れたという話を聞かないのでまだ残っているはずですが、マツクイムシでマツが枯れれば日が差すのでいいかもしれませんが、腐葉土が溜まってきているのでそちらの影響も出てきます。山頂部は管理上ある程度削っていますが、確か大木が1本しかなかったはずですが、それがなくなったときにここを保全地域として残していくかどうかは再検討する必要があるかもれません。

<委員>

植生調査を実施したと書かれていたのでカラスザンショウを含む周りの樹木等がどうなっているか興味があってお聞きしたところでした。

<議長>

完全にエゾイタヤシナノキ群落の潜在植生に移行しています。

ほかに質問がなければ、これで議事を終了したいと思います。

以下の進行は事務局にお返しします。

<事務局>

御審議ありがとうございました。

本日御審議いただいた鳥獣保護管理事業計画と国定公園事業については、この後、審議会からの答申を前提とし、3月下旬に県公報で公表する予定としております。

それではこれで第1回自然環境部会を終了します。本日はありがとうございました。

議 長 青 木 満

議事録署名委員 佐 々 木 均 印

議事録署名委員 佐 藤 寿 男 印